

申請は2月29日まで 令和5年度住民税非課税世帯給付金（7万円）

ID 1035417 問 令和5年度住民税非課税世帯給付金担当 ☎ 6480 - 5560 FAX 4950 - 6026

電力やガス・食料品などの物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の生活を支援するため、1世帯当たり7万円の給付金を支給しています。以下の全ての要件を満たす世帯。▷令和5（2023）年12月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている▷世帯員全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税▷住民税が課税されている人に扶養されている人のみからなる世帯ではない。

対象世帯のうち、令和5年度住民税非課税世帯給付金

（3万円）を本市で受給しその後世帯の変更がない場合は、同給付金を支給済みです。その他の対象となりうる世帯は、1月下旬から順次送付している確認書か申請書を、同封の返信用封筒（切手不要）で2月29日（必着）までに返送してください。

令和5年12月1日以降に税の修正申告などを行った場合は、2月29日までに令和5年度住民税非課税世帯給付金担当へご連絡ください。

令和6（2024）年3月まで無料で接種できます 新型コロナワクチン接種（秋開始接種）など

ID 1024145 問 新型コロナワクチン案内センター ☎ 4950 - 5085 FAX 4950 - 5087

この情報は1月24日時点のものです。最新の情報は、ホームページなどでご確認ください。

コロナワクチン接種証明等事務センターの業務は2月29日まで

コロナワクチン接種証明等事務センターの業務を2月29日に終了します。予診票を紛失したなどで再発行したい・新たに生後6カ月となる人で初回接種を希望するなどの場合は、期間に合わせて所定の用紙を郵送かオンライン申請ポータルサイトで手続きをしてください。



期間	送付先
2月29日まで	〒660 - 0052七松町1丁目2-1-202 コロナワクチン接種証明等事務センター
3月1日から	〒660 - 0052七松町1丁目3-1-502 新型コロナウィルスワクチン担当

一人で悩まずご相談ください 借金などのお悩み相談

ID 1004419 問 消費生活センター相談専用ダイヤル ☎ 6489 - 6696 FAX 6489 - 6686

貸金業者からの借入れやカードローン、クレジットカードによるキャッシングなどを繰り返すと、借金が返済能力を超え、返済のために借金を重ねるいわゆる「多重債務」に陥ってしまうことがあります。

多重債務の事例

- ✔ クレジットカードで無計画に買い物をした
- ✔ 失業による生活苦や事業の資金繰りのために借金をした
- ✔ 頼まれて深く考えずに連帯保証人になり、債務を負った
- ✔ 貸金業者を教えた見返りに法外な紹介料を請求される・ずさんな債務整理で手数料をだまし取られるなどの悪質業者の被害に遭った

悩まず早めに相談を

消費生活センターでは借金などに関するお悩みの相談も受け付けています。返済が困難だと感じたら早めにご相談ください。

相談は、平日午前9時～正午・午後1時～4時、契約書や代金を支払った明細などを用意して電話か直接市役所中館8階同センターへ。☎不要。

◆**多重債務等特別相談** ID 1004421 毎週火曜日午後1時30分～3時30分（第4火曜日は6時～8時）、弁護士や司法書士による多重債務の法律相談を。借入先が1社の場合でも相談可能です。☎電話で同センター。

高額医療・高額介護合算療養費制度 医療・介護の負担を軽減

問 国保年金課 ☎ 6489 - 6420 FAX 6489 - 4811、後期高齢者医療制度担当 ☎ 6489 - 6836 FAX 6481 - 1371

高額医療・高額介護合算療養費制度

ID（国保年金課）1002890、（後期高齢者医療制度担当）1004183、（介護保険事業担当）1004142

医療保険（国民健康保険など）と介護保険の両方を利用し、年間の自己負担額の合算額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、令和4（2022）年8月～5（2023）年7月の合算額が自己負担限度額を超えた世帯。自己負担限度額は世帯員の年齢や所得によって異なります。また、合算できるのは令和5年7月31日現在、同じ医療保険に加入している世帯員です。

◆**対象者のうち令和5年7月31日現在、尼崎市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人** 今月以降に本市から申請書を送付します。ただし、合算対象期間に住所地や加入する医療保険を変更した場合は送付でき

ないことがありますので、ご加入の医療保険者へお問い合わせください。

◆**対象者のうち令和5年7月31日現在、尼崎市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人** 申請の受付時期や申請方法などは医療保険により異なるため、ご加入の医療保険者へお問い合わせください。

なお、合算対象期間中に本市の介護保険サービスを利用し、医療保険者に高額医療・高額介護合算療養費の支給を申請する場合、介護保険自己負担額証明書が必要です（ID 1004142）。医療保険の被保険者証と介護保険被保険者証、通帳やキャッシュカードなど振込先口座が分かるもの、印鑑を持参し、市役所北館3階介護保険事業担当で交付申請をしてください。問 同担当 ☎ 6489 - 6322 FAX 6489 - 7505。

令和4（2022）年8月～5（2023）年7月分 国民健康保険 高額療養費（外来年間合算）

ID 1002889 問 国保年金課 ☎ 6489 - 6420 FAX 6489 - 4811

令和4年8月1日～5年7月31日の1年間にかかった外来診療の自己負担額が個人で14万4000円を超えた場合、超えた金額を高額療養費として支給します。市内在住の70～74歳で、一定の所得要件を満たす人。

対象者には今月中にお知らせを送付します。ただし、同

期間に住所地や加入する医療保険を変更した場合は送付できないことがあります。

なお、高額医療・高額介護合算療養費にも該当する場合、同合算療養費の申請書も同封して送付します。

対象となる人で申請していない人はお早めに手続きを 無年金外国人等特別給付金制度

ID 1015548 問 国保年金課 ☎ 6489 - 6428 FAX 6489 - 6417

外国籍や海外に長期間居住していた障害者・高齢者などで、制度的な理由により年金を受け取ることができない人を対象に特別給付金を支給しています。

尼崎市無年金外国人重度障害者等特別給付金

支給月額、昭和31（1956）年4月1日以前生まれの場合、重度の人が8万2562円、中度の人が6万6050円、昭和31年4月2日以降生まれの場合、重度の人が8万2812円、中度の人が6万6250円です。表の等級などに当たる手帳を持ち、次のいずれかを満たす人。▷昭和57（1982）年1月1日現在、20歳以上であった外国籍の人で、当時すでに障害があった▷昭和36（1961）年4月1日～61（1986）年4月1日に海外に長期間居住し、その間に障害の原因となった疾病などの初診日がある。このほかにも収入要件などがあります。

尼崎市無年金外国人重度障害者等特別給付金の対象

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
重度の人	1・2級	A判定	1級
中度の人	3級	B1判定	2級

尼崎市無年金外国人高齢者等特別給付金

支給月額は3万3840円です。大正15（1926）年4月1日以前に生まれた人で、次のいずれかを満たす人。▷昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた▷昭和57年1月1日以前に日本国内で外国人登録をしていて、昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した人で、老齢年金の受給資格を満たさない▷海外に長期間居住し、昭和36年4月1日以降に帰国した人で、老齢年金の受給資格を満たさない。このほかにも収入要件などがあります。

各記事に掲載しているQRコードを市のホームページの「市報ID・ページ番号検索」に入力すると、詳細などがわかります

令和5(2023)年分(令和5年1月~12月)

税の申告相談など

- ①市民税課 ☎ 660-8501 【住所不要】 ☎ 6489-6247 FAX 6489-6875
- ②尼崎税務署 ☎ 6416-1381 【音声案内ダイヤル】 ③西宮県税事務所 ☎ 0798-39-1535 FAX 0798-34-5628
- ④納税課 ☎ 6489-6274 FAX 6489-6875

①個人市民税・県民税の申告は2月16日~3月15日(必着) ☎ 1003437

申告は原則郵送をご利用ください。ご協力をお願いします。

◆申告が必要な人 1月1日現在、市内に住所がある人。市外に住んでいる人でも1月1日現在、市内に事務所や事業所、家屋敷を持っていれば申告が必要です。

ただし、次のいずれかに当てはまる人は申告不要です。
▷税務署に令和5年中の所得税・復興特別所得税の確定申告をする人。

▷令和5年中の合計所得金額が基礎控除額(43万円)以下の人。

▷令和5年中の所得が給与や年金(企業年金などを含む)のみで、その支払者から市へ令和6(2024)年度の支払報告書が提出されている人(ただし、個人市民税・県民税について医療費控除や生命保険料控除などを受けようとする場合は、申告が必要です)。

なお、所得税・復興特別所得税の還付がある人などは、所得税・復興特別所得税の確定申告をしてください。

◆必要書類 令和6年度分個人市民税・県民税申告書と、▷源泉徴収票▷社会保険料(国民年金保険料など)や生命保険料の控除証明書▷医療費控除の明細書(領収書不可)——など令和5年中の収入や支払金額の分かる書類(写し可)。

申告書には、必ずマイナンバーを記載してください。また、マイナンバーカードか同カードがない場合は、通知カードと運転免許証など本人確認できるものの提示(写しの添付も可)が必要です。なお、控除対象配偶者と扶養親族の本人確認書類の提示や写しの添付は不要です。

◆申告書の記入が困難な人へ 表の通り受付会場を設けます。いずれも時間は午前9時~午後5時30分。

会場	日程
市役所南館2階ロビー	2月16日~3月15日(平日のみ)
立花南生涯学習プラザ	2月20日(火)
大庄北生涯学習プラザ	2月27日(火)
小田南生涯学習プラザ	3月5日(火)
武庫西生涯学習プラザ	3月8日(金)
園田東生涯学習プラザ	3月12日(火)



上記の受付会場では、所得税などの確定申告は受け付けませんので、ご注意ください

必要書類(申告書には必要事項を可能な範囲で記入してください)を持って、当日直接会場へ。

②所得税・復興特別所得税の確定申告は2月16日~3月15日 ☎ 1035707

◆確定申告は自宅からe-taxで 確定申告は、自宅からスマートフォン、パソコンで国税庁ホームページから作成・送信できます。ぜひご利用ください。



◆確定申告会場 尼崎リサーチ・インキュベーションセンター(道意町7丁目)に開設します。

開設日時は、2月16日~3月15日の平日と2月25日(日)午前9時~午後5時(相談受け付けは4時まで)です。来場者の状況によって、早めに受け付けを終了する場合があります。

会場への入場は整理券が必要です(作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない場合は不要)。整理券は会場当日配布しますが、枚数制限があります。国税庁LINE公式アカウントで事前発行も可能です。

なお、同期間中、税務署庁舎内での申告相談受け付けと申告書作成は行いません。

また、同期間は相続税の相談も受け付けませんので、ご注意ください。

◆郵送による提出先の変更 申告書や申請書などの提出先が、大阪国税局業務センター阪神分室(〒661-8522 若王寺3丁目11-46)に変わりました。



③個人事業税の申告 ☎ 1035709

個人事業税とは、個人が営む物品販売業や製造業などの事業を対象に、県が課税する税金です。前年中の所得に対して課税されます。

所得税・復興特別所得税の確定申告をした人は、個人事業税の申告は不要です。

ただし、年の途中で事業を廃止した場合は1カ月以内(死亡による廃業の場合は4カ月以内)に、西宮県税事務所(西宮市櫛塚町2-28)に申告してください。

④固定資産税・都市計画税の納期限 ☎ 1003509

固定資産税・都市計画税の第4期分の納期限は2月29日です。お早めに金融機関やコンビニなどで納めてください。

やむを得ない事情により納付が困難な場合は納税課に電話でご相談ください。

表彰しました 文化未来奨励賞

☎ 1035327 関文化振興課 ☎ 6489-6385 FAX 6489-6702

芸術性の高い活動を全国規模で展開しようとしている40歳以下の次代の地域文化の担い手に贈られます。

今回の受賞者の常田麻衣さんは本市出身・在住のファゴット奏者で、プロとして活躍するとともに、市内の中学・高校の吹奏楽部の指導も行っています。また、国内有数の難関コンクール「日本管打楽器コンクール」ファゴット部門第1位を受賞するなど、輝かしい成績を残しています。

常田さんは今後市内で、ワークショップや発表などを行います。



あなたの「こんなこと、できたらいいな」をカタチにしませんか あまらぶチャレンジ事業

- ☎ ①協働推進課 ☎ 660-8501 【住所不要】 ☎ 6489-6153 FAX 6489-6173
- ②武庫地域課 ☎ 6431-7884 FAX 6431-9542、中央地域課 ☎ 6482-1760 FAX 6489-9300、園田地域課 ☎ 6491-2361 FAX 6491-2364

①あまらぶチャレンジ事業を募集 ☎ 1002484

地域をより良くするために、市民の皆さんが自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業について、経費の一部を補助します。補助額は上限30万円。

☎市内を活動拠点とし3人以上で構成される市民が主体の活動団体が、来年度に市内広域で行う公益的な事業。ほかにも要件あり ☎2月1日~13日(必着)に所定の用紙などを直接か郵送、Eメールで市役所北館4階協働推進課。選考あり。

②地域コミュニティ活動支援事業発表会(武庫・中央・園田地区) ☎ 1002487

今年度の補助事業の成果発表を。☎不要。

会場	日時
武庫西生涯学習プラザ	2月6日(火)午後1時30分~3時30分
中央北生涯学習プラザ	3月5日(火)午後2時~4時
園田東生涯学習プラザ	3月7日(木)午後6時30分~8時30分

有料広告欄

※こちらには有料広告を掲載しています

☎問い合わせ先 ☎申し込み ☎対象者 ☎費用 ☎先着順で受け付ける定員 ☎申し込み多数の場合は抽選する定員 ☎休館・休園日 ☎託児、手話通訳などあり。料金表示のないものは無料です(有料広告を除く)

野菜作りにチャレンジ

市民農園入園者と各種ボランティアを募集

園農政課 〒 660 - 8501 【住所不要】 ☎ 6489 - 6542 FAX 6489 - 6790

市民農園の入園者の募集 ID 1005748

今回新たに募集するのは、5カ所199区画。1区画は約15㎡(通路部分含む)。1世帯1区画の応募に限ります。複数申し込み・記入漏れは無効。

◆利用期間 4月15日から利用できます。1年ごとに契約更新をして、最長5年間。

☎ 4月1日時点で、ほかの市民農園を利用していない市内在住の成人。なお、障害者枠(年齢を問いません。身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳のいずれかが必要)を設けています。いずれも車を使わずに通園できることが必要です。年額1万9238円(水道料金を含む)。当選者が利用料を指定口座に振り込んだ後、契約します。なお、契約時には申込者の本人確認書類の提示が必要です。2月1日～9日(必着)に往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢、希望農園番号(障害者は手帳の種類・番号と保護者氏名(17歳以下の人)も)を書いて農政課。応募多数の場合は抽選します。

【募集農園以外の農園について】今回募集する農園以外の農園については、電話で尼崎緑化公園協会 ☎ 6426 - 8647 へ。

【28番農園の追加募集】 28番農園の空き区画若干数を募集します。☎電話で同課。

①尼語栽培援農②農業公園管理——ボランティアの募集 ID ① 1005947 ②1005738

①尼語栽培援農ボランティア 4月下旬～10月下旬、武庫地区の畑で尼語の栽培を手伝うボランティアを。参加回数に応じて粗品をプレゼントします。

②農業公園管理ボランティア 4月17日～来年3月19日毎月第3水曜日(8月を除く)午前9時30分～11時30分、農業公園で、花壇などの育成を手助けするボランティアを。

いずれも ☎保険料500円 ☎2月1日～29日(必着)に電話かはがき(住所、氏名、電話番号②は年齢も)を書いて同課。

青空マーケット ID 1005746
2月5日(月)・13日(火)・19日(月)・26日(月)午前9時30分～11時、JA兵庫六甲園田支店で、あまやさいなどの販売を。☎不要園尼崎営農支援センター ☎ 6433 - 3441 FAX 6433 - 3959。

各農園の所在地と区画数(カッコ内の数字は障害者枠数)



1番農園(上坂部2丁目) = 39(2)
30番農園(小中島3丁目) = 58(3)
38番農園(南塚口町6丁目) = 54(3)
39番農園(南塚口町5丁目) = 35(2)
43番農園(常吉2丁目) = 13(1)
28番農園(西昆陽3丁目) = 若干数

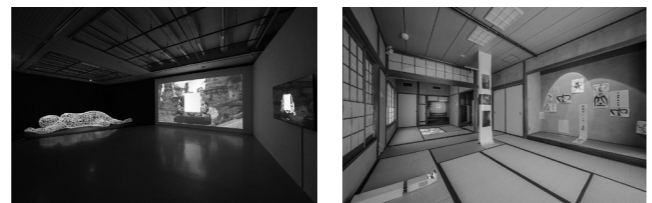
尼崎から若手アーティストが羽ばたく A-LAB Artist Gateの展覧アーティストを募集

園文化振興財団 〒 660 - 0881 昭通2丁目7-16 ☎ 6487 - 0806 FAX 6482 - 3503 火曜日

本市は、A-LAB(西長洲町2丁目)で、今後活躍が期待される若手アーティストによるグループ展「A-LAB Artist Gate」を毎年開催しています。

来年度開催する同展に出展するアーティストを募集します。☎3月に関西の大学・専門学校・大学院の芸術分野を卒業・修了予定で、今後もアーティスト活動を継続する人 ☎2月26日午後5時30分(必着)までに所定の用紙な

どを直接か郵送、Eメールで文化振興財団。選考あり。



前回開催の様子

令和5(2023)年度上半期(令和5年4月1日～9月30日) 予算の執行状況など

ID 1035451 園財政課 ☎ 6489 - 6157 FAX 6489 - 6793

令和5年度上半期の予算の執行状況と、市有財産・市債などの状況をお知らせします。なお、グラフ・表中の金額は原則として100万円未満を四捨五入しています。

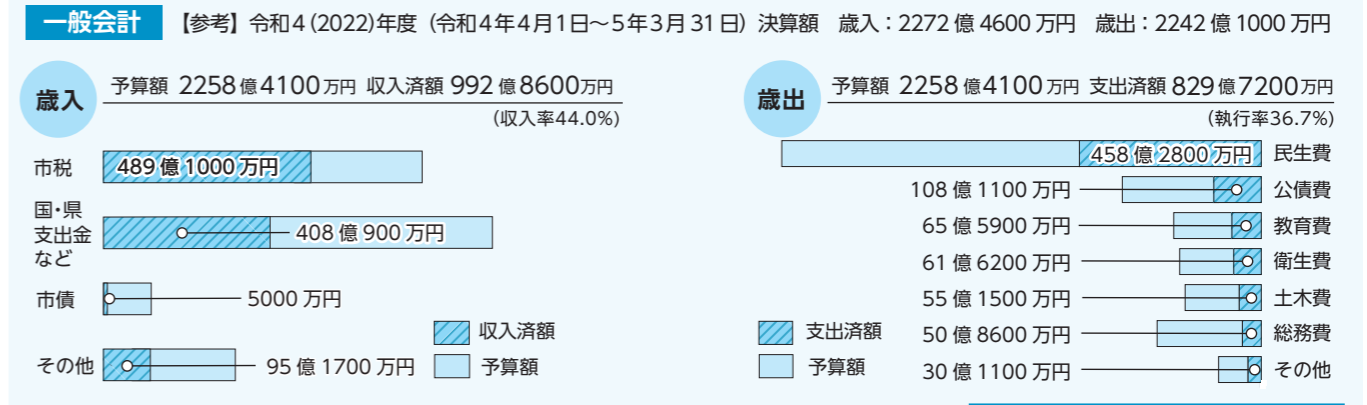
執行状況

一般会計は、福祉や教育、道路の整備など、まちの基本的な事業を行う会計のことで、税金などを財源にしています。特別会計は、特定の収入でその事業の支出が賄われます。本市では、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療などが特別会計です。

市有財産・市債などの状況

令和5年9月30日現在、本市が所有している財産や市債、一時借入金などの状況は表の通り。

Table with 2 columns: Category (債権, 重要物品, 出資金, etc.) and Amount. Includes sub-tables for 商標権 and 基金.



Summary tables for '一般会計' (General Account) and '特別会計' (Special Account). Includes '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure) breakdowns with amounts in million yen.

金額は令和5年9月30日現在

有料広告欄
※こちらには有料広告を掲載しています

問 問い合わせ先 申 申し込み 対 対象者 費 費用 先 先着順で受け付ける定員 申 申し込み多数の場合は抽選する定員 休 休館・休園日 託 託児、手話通訳などあり。料金表示のないものは無料です(有料広告を除く)